

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年11月4日(金)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第21号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第22号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・7名)

松井 滋樹、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、加藤 清治、
伊藤 久義

(欠席委員・1名)

石倉 光男

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、山田 義明委員、石原 忠則委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第18号1番について朗読及び説明)
申請地は [REDACTED] 番、田です。
申請理由につきましては、申請地は元々隣接する農地と一体的に譲受人
が耕作しており、この機会に、譲渡人が高齢であり今後自ら耕作する見込
みがないことから、譲受人に所有権を移転することとしたものです。なお、
譲受人は申請農地周辺で1町ほど水稻を耕作しています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 11月2日に浦田推進委員と譲受人のところへ行き確認してきましたが、
特に問題ないと思います。

浦田推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついてですが、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願
いします。

職務代理 では、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第19号1番について朗読及び説明)

申請地は、県道富山滑川魚津線（旧 8 号線）の山側に一筆挟んで位置する農地です。

申請地は、市街化傾向区域（街区面積に占める宅地割合が 40%超）の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、貸駐車場敷地です。申請地は、平成 13 年に県の中川放水路整備事業に伴う工事車両駐車場として整備され、現在は隣接するショッピングセンターへの貸駐車場として利用されています。この度、申請地の地目が田のまま登記されていることが判明し、これを是正するために申請されたものです。

申請地はすでにアスファルト舗装がされており、隣接農地は無く、雨水は隣接側溝に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 図面のとおり、田としての機能を失っており、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 続きまして、議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 20 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、市道下島上小泉線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内（第 2 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、分譲宅地です。
申請者は、 内に本社を有するハウスメーカーで、不動産事業も行っています。今回申請地が認定こども園の目の前にあり、公園・商業施設・幹線道路が近隣にあり住環境に適していると判断し、分譲地 4 区画として販売することを計画したものです。
隣接の農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、盛土して整地します。雨水は前面側溝に放流し、下水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 事務局の説明のとおり、近くに認定こども園等があり、有効利用されると思われ、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 同じく特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第 21 号 滑川農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6 ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について、7 ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

8 ページをお願いします。願出件数 3 件、4 筆、除外面積 3,996 m²。除外願出地は、1 件目が 番 、88 m²。除外後の用途は、自己住宅敷地です。2 件目は、 番 外 1 筆、2,458 m²。除外後の用途は、駐車場です。3 件目は、 番 、1,450 m²。除外後の用途は、駐車場です。

申請地の位置図は、11 ページから 13 ページのとおりです。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、異議なしということで、議案第 21 号について適正である旨、市長に答申します。

会長 続きまして、議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の規定により、15 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

16 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 7 件、借り手 4 件で、

面積合計は28,855㎡です。うち、すべてが新規設定になります。詳細は、17～19ページに記載のとおりです。

20ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手2、借り手は中間管理機構の1件、面積合計19,125㎡です。

詳細は、21ページに記載されています。22ページは参考資料になりますが、耕作者は[]と[]の2件です。

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

吉田推進委員 中間管理機構事業分の中に契約期間が4年のものがあるが、どうしてか。

事 務 局 この件につきましては、貸し手がすでに農地中間管理事業を活用されており、今回の農地も追加で契約するにあたり、すでに契約している農地と契約期間を合わせるために4年となっています。

会 長 ほかにご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後3時20分 閉会